

赤井川村
高齢者保健福祉計画

第1章 計画の基本事項

第1節 第9期計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画）は、介護保険事業計画と一体の計画として策定されていましたが、介護保険事業が平成21年度から後志広域連合を保険者として実施されているため、介護保険事業計画は後志広域連合で作成します。そのため、赤井川村高齢者保健福祉計画はこれまでの計画と同様、後志広域連合が策定する介護保険事業計画と分離し策定することになります。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠と位置づけ

高齢者（老人）保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。」の規定に基づき、法定計画として位置づけられています。

第8期高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）の期間終了に伴い、必要な見直しを加えた第9期高齢者保健福祉計画を策定しました。

また、本計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。



2 関連計画との整合

高齢者保健福祉計画は、第4期赤井川村総合計画を上位計画として、高齢者福祉施策を推進するための計画と位置づけ、本計画に係る具体的な事業は総合計画の実施計画との調整を行って進めるとともに、後志広域連合が作成する介護保険事業計画との整合を図っていきます。また、地域福祉計画、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画（赤井川村障がい福祉計画）、健康増進法に基づく赤井川村健康づくり計画など、密接に係る計画等との整合を図っていきます。

<老人福祉法第20条8第8項>

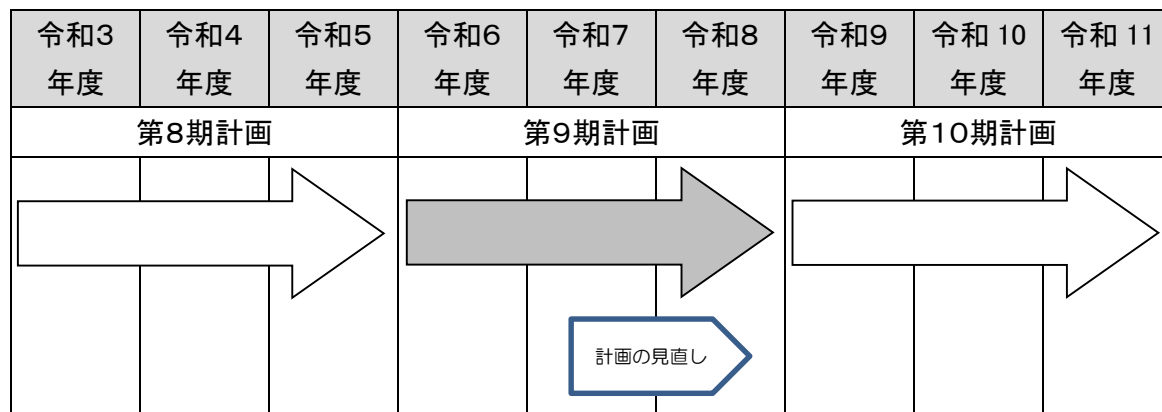
8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第3節 計画の期間

高齢者保健福祉計画の期間は、3年を1期として運営される介護保険事業と連携して策定するため、介護保険事業に合わせ令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

次期は、令和7年度中より計画の見直しに着手し、令和9年度を計画の開始期となる第10期計画を策定する予定です。

図 1-1 計画策定のスケジュール



第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、赤井川村保健福祉推進会議において、高齢者の住民活動者、福祉医療等関係者、学識経験者と多くの関係者の協力を得て、本村の特性に応じた事業の展開を推進するため、協議検討を行い策定しました。

図 1-2 計画策定体制図



第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口等の動向

1 人口等の推移

今後、本村の総人口が減少することに伴い高齢者人口も減少しますが、65歳未満人口の減少が高齢者人口の減少を上回ることから、高齢化率は上昇していくことが見込まれていますが、令和7年度の高齢化率の推計は32.1%と現在の水準が維持されています。

表2-1-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

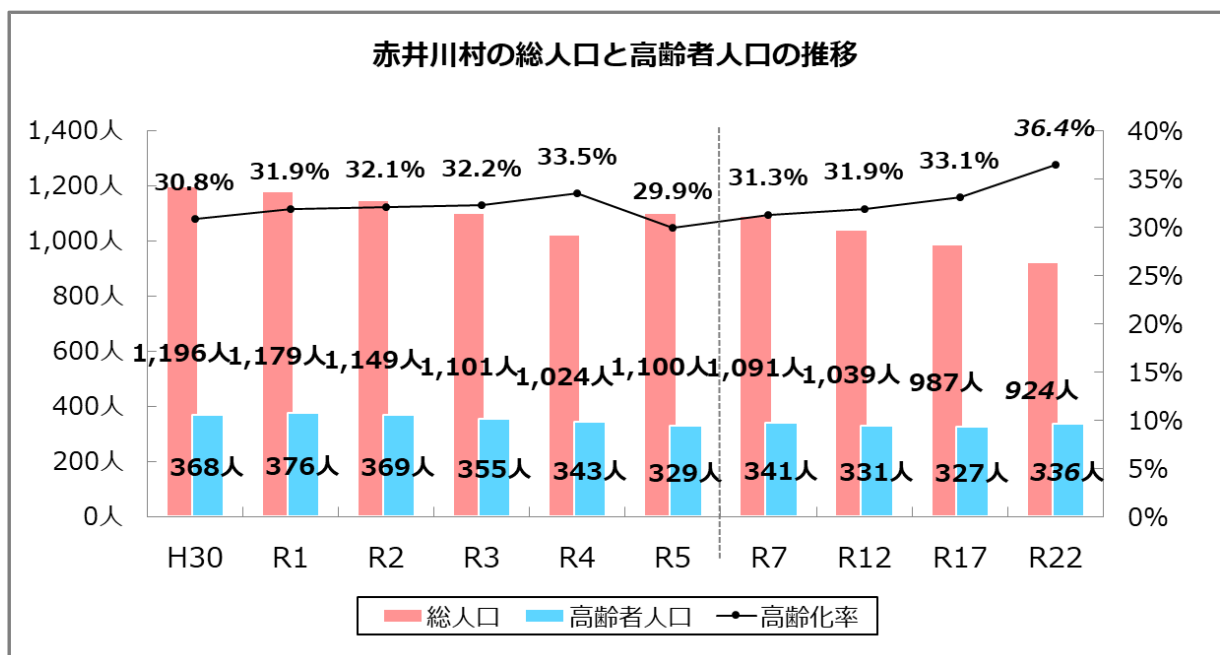
※太字斜体は推計値

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	1,196人	1,179人	1,149人	1,101人	1,024人	1,100人	<i>1,091人</i>	<i>1,039人</i>	<i>987人</i>	<i>924人</i>
高齢者人口	368人	376人	369人	355人	343人	329人	<i>341人</i>	<i>331人</i>	<i>327人</i>	<i>336人</i>
高齢化率	30.8%	31.9%	32.1%	32.2%	33.5%	29.9%	<i>31.3%</i>	<i>31.9%</i>	<i>33.1%</i>	<i>36.4%</i>
75歳以上人口	196人	200人	190人	187人	188人	189人	<i>203人</i>	<i>206人</i>	<i>192人</i>	<i>183人</i>
65～74歳人口	172人	176人	179人	168人	155人	140人	<i>138人</i>	<i>125人</i>	<i>135人</i>	<i>153人</i>
40～64歳人口	371人	359人	356人	357人	349人	378人	<i>404人</i>	<i>396人</i>	<i>380人</i>	<i>335人</i>

※基準日は各年10月1日時点。「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より推計数値を引用
 (https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp)

図2-1-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

※上記表2-1をもとに作成



2 高齡者のいる世帯の状況

本村の高齡者のいる世帯は令和2年に223世帯となっており、全世帯に占める割合は36.2%です。その内訳をみると、高齡単独世帯と高齡夫婦世帯が増加傾向にあります。

表2-1-2 高齡者世帯等の推移

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	618	100.0	532	100.0	614	100.0
高齡者のいる世帯	331	53.6	234	43.9	223	36.3
高齡単独世帯	70	11.3	77	14.5	79	12.9
高齡夫婦世帯	73	11.8	66	12.4	80	13.0

※国勢調査

第2節 高齢者の社会参加状況

1 社会参加の状況

(1) 老人クラブ

老人クラブは、「赤井川村悠楽会」があり、主な活動内容は教養の向上や健康の増進、レクリエーション、ボランティア活動、地域社会との交流などの活動をしています。

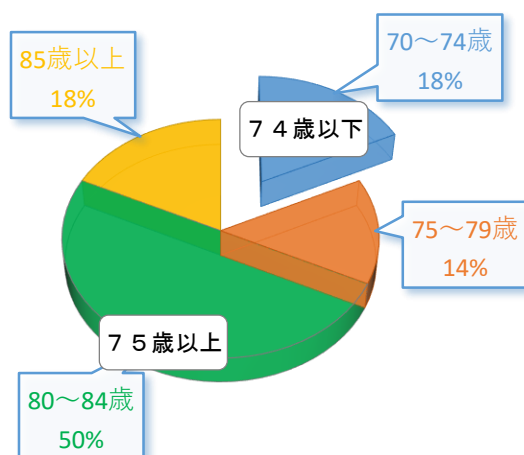
また、会員の高齢化・減少等の課題から、シニア層（定年後世代）・アクティブシルバー層（活動的な高齢者）の加入を促すため、活動の場を通じてのニーズ把握やPR活動を行っています。総人口及び高齢者人口の減少に伴い会員数は緩やかに減少しています。

表2-2-1 赤井川村悠楽会年代別会員数

	69歳以下	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
会員数	0人	5人	4人	14人	5人	28人

※令和5年12月末現在

図2-2-1 赤井川村悠楽会年代別分布



	会員数
69歳以下	0人
70～74歳	5人
75～79歳	4人
80～84歳	14人
85歳以上	5人
計	28人

(2) 生涯学習

高齢者の生涯学習の場として悠楽学園大学を毎月開催し、身近な生活・健康・福祉・趣味などについて学習するとともに、高齢者間の交流を図っています。

表2-2-2 悠楽学園大学受講者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者延べ人数	251人	265人	256人
修業証書授与者	36人	34人	30人

※令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で2講座中止となっている。

※令和5年度受講者延べ人数及び修業証書授与者は予定。

(3) スポーツ活動

高齢者も含め対象としたスポーツとして、パークゴルフなどが行われており、健康づくり・体力づくり、そして生きがいつくりや仲間との交流の場として、多くの高齢者が参加しています。

(4) 文化活動

住民の自主的なサークル活動を通して仲間との情報交換や親睦を深めるなど、交流が図られています。

毎年11月に行われる赤井川村文化祭では、個人、グループホーム、デイサービス、高齢者サロンからの作品出展がみられます。

第3章 高齢者福祉サービス等の現状

第1節 高齢者福祉サービスの実施状況

1 生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を次のとおり行っています。（事業の一部は、介護保険法における地域支援事業に移行しています。）

(1) 赤井川村介護予防・生活支援事業（自立者生活支援事業）

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

(2) 赤井川村介護予防・生活支援事業（生きがいデイサービス事業）

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、赤井川村デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動等必要なサービスの提供を行います。

(3) 在宅高齢者除雪支援助成金事業

冬期間地域において自立した生活が営めるよう、65歳以上の市町村民税非課税の高齢者で除排雪の労力確保が困難な世帯に対して、除排雪に要する経費について助成金を交付します。

2 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、またはひとり暮らしに準じる高齢者で、病弱等のため緊急時に機敏に行動することが困難な方に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で見守りを行う事業です。

3 高齢者地域ケア推進事業

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、電話サービスを提供しています。事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託しています。

(1) 電話サービス

ひとり暮らしや病弱等により日常生活に何らかの不安を抱える高齢者に対し、電話による安否確認や相談、話し相手を行います。

表 3-1-1 高齢者福祉サービスの利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立者生活支援事業	5人/延べ96回	4人/延べ76回	1人/延べ16回
生きがいデイサービス事業	4人/延べ241回	5人/延べ266回	6人/延べ381回
在宅高齢者除雪支援助成金事業	33世帯	37世帯	35世帯
緊急通報サービス事業	15世帯	11世帯	13世帯
高齢者地域ケア推進事業 (電話サービス)	2世帯/延べ189回	1世帯/延べ96回	0世帯/延べ0回

※令和5年度の数値は12月末現在

4 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境及び経済上の理由で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事など身の回りの世話をを行う施設です。本村には施設はありませんが、近隣市町村に所在する施設への入所により必要な支援を行っています。

表 3-1-2 養護老人ホーム入所者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

※令和5年度的人数は12月末現在

5 その他の高齡者福祉事業

(1) 敬老年金

長寿を祝い敬老思想の高揚と福祉の向上に寄与するため、村内に1年以上住所を有している70歳以上の方に対して支給しています。また、満100歳に達した方に対し、お祝状の授与及び長寿祝金を支給しています。

(2) 福祉灯油

12月1日現在において本村に居住する、低所得で70歳以上の老齡者・寡婦・心身障がい者の世帯に対し、灯油等の暖房費の一部を助成しています。

(3) 赤井川村保養センター（赤井川カルデラ温泉）福祉パスポート

65歳以上の方及び身体障がい者に対し、心身の回復・福祉の向上を図ることを目的として、福祉パスポートを交付しています。また、福祉パスポート保持者に福祉入館券を配布することで、無料入浴の機会を提供しています。

(4) 補聴器購入費補助

本村に居住する高齡者のうち難聴のため補聴器を必要とする方を対象に、補聴器の購入費に対し、規定の範囲内で補助を行います。

(5) 移動支援事業

令和5年度より、社会福祉協議会による下記の事業により、65歳以上の方も含めた生活上必要な移動手段の充実を推進しています。

- ・ おでかけアシストサービス…会員登録のある方の、村内を範囲とした個別送迎
- ・ 通院送迎サービス…介護認定等を受けた方や障がい者等、移動困難と認められた方の通院同行

表3—1—3 その他高齡者福祉事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老年金	267人	269人	268人
敬老会（参加/対象77歳以上）	42/164人	53/165人	62/172人
福祉灯油	23世帯	17世帯	12世帯
福祉パスポート	11人	8人	13人
福祉入館券	延べ 19,275人	延べ 17,696人	延べ 12,880人
補聴器購入費補助	1人	4人	1人

※令和5年度の人数は12月末現在

※おでかけアシストサービス、通院送迎サービスについては開始初年度のため実績は計上しない。

6 保健サービス

(1) 訪問指導

生活習慣病の予防、介護予防の観点から保健サービスと医療福祉等のサービスとの調整を図り、個々のケースで柔軟に対応し、健康管理と自立した生活が送られるように訪問指導を行っています。

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は、自分で守る」という認識と自覚を高め、赤井川村保健推進員協議会等と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進しています。

(3) 健康相談

生活習慣病の予防のための「重点健康相談」や対象者の心身の健康に関する一般的な事項についての「総合健康相談」を実施し、個別の生活に応じた健康づくりの支援を行います。

(4) 基本健康診査等

自らの健康を見直すことのできる健診事業で今後も事業の推進を図ります。また、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）についても早期発見、早期治療を目的とし、健診受診率の向上を図ります。

(5) 予防接種支援

65歳以上の方（一部、60歳以上65歳未満の内部障がいをお持ちの方）に対し、インフルエンザワクチンの予防接種を円滑に実施するため、村の規定に基づいた助成支援を行っております。また、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種については国の基準に基づく方を対象とした定期予防接種として村の規定による助成を行っています。

(6) 成人の歯科健診

令和3年度より本事業を実施しています。口腔環境を整えること、また、適切な口腔ケアの普及啓発の実施から、生活習慣病予防および介護予防を図ります。

(7) 運動教室

活動量の低下が懸念される冬期間の運動不足解消を目的とし、生活習慣病発症・進行の予防や改善を図るため、運動の機会を提供しています。

高齢者も含めた村民を対象としており、村内機関の各種運動事業との住み分けを行いながら、健康寿命の延伸に根ざした取り組みとしていきます。

表 3-1-4 保健サービス事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導	74人	36人	23人
健康教育	65人	62人	58人
基本健康診査等	86人	74人	68人
高齢者インフルエンザワクチン接種	214人	228人	203人
肺炎球菌ワクチン接種	7人	5人	6人
成人の歯科健診	5人	2人	2人
運動教室	76人	45人	0人

(延べ人数)

※太字の事業は、全住民対象事業の実績

※令和5年度は12月末現在

7 高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。バリアフリーを導入した高齢者世話付住宅および村営住宅により充実を図ります。住宅の耐用年数の経過から、「公営住宅等長寿命化計画」で住宅環境改善事業が順次、実施および予定されています。

※高齢者住宅である寿住宅については、老朽化のため取り壊しを令和5年度に完了しています。

(1) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

60歳以上の方が地域の中で自立して安全で快適な生活ができるように、福祉施設と住宅施設の連携を目指した村営住宅等です。この住宅は、入居者の身体状況を考慮したトイレ、浴室等の設備と、緊急通報システム設置などの安全面に配慮した集合住宅となっています。入居対象は、単身高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯などです。生活援助員（住宅戸数30戸に対し1人が標準）を配置し、入居者の生活指導・相談、緊急時の対応などを行っています。

表 3-1-5 高齢者向け住宅の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世話付住宅 (入居戸数/実戸数)	10/10戸	10/10戸	10/10戸

※令和5年度は12月末現在

※高齢者世話付住宅の入居実績のうち1戸はL S A

第2節 介護保険事業及び地域支援事業の実施状況

平成21年度より介護保険事業（地域支援事業含む）については、後志広域連合と赤井川村（構成町村）が保険者となり事業を実施しており、第9期計画でも同様に実施します。

1 介護保険事業

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

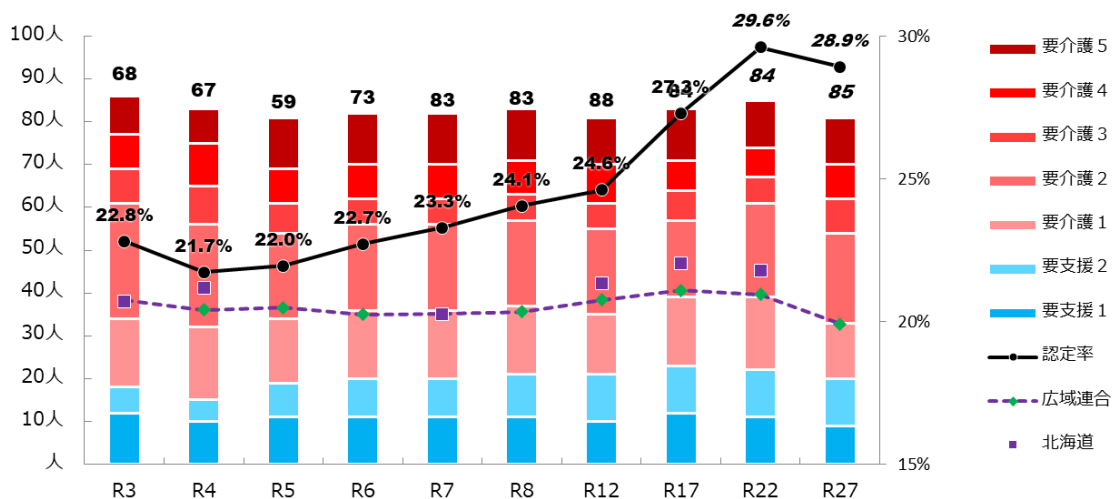
要支援・要介護認定者数は横ばいで推移する見込みであり、介護度別にみても同様の傾向にあります。認定率は第1号被保険者数の減少により今後、上昇すると推計されています。これは、後志広域連合、北海道と比較して高い上昇幅となっています。

表3-2-1 年度別要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
要支援1	12人	10人	11人	11人	11人	11人	10人	12人	11人	9人
要支援2	6人	5人	8人	9人	9人	10人	11人	11人	11人	11人
要介護1	16人	17人	15人	16人	16人	16人	14人	16人	17人	13人
要介護2	27人	24人	20人	20人	20人	20人	20人	18人	22人	21人
要介護3	8人	9人	7人	6人	6人	6人	6人	7人	6人	8人
要介護4	8人	10人	8人	8人	8人	8人	9人	7人	7人	8人
要介護5	9人	8人	12人	12人	12人	12人	11人	12人	11人	11人
計	86人	83人	81人	82人	82人	83人	81人	83人	85人	81人
第1号被保険者数	377人	382人	369人	361人	352人	345人	329人	304人	287人	280人
認定率	22.8%	21.7%	22.0%	22.7%	23.3%	24.1%	24.6%	27.3%	29.6%	28.9%
広域連合	3,793	3,671	3,619	3,539	3,488	3,450	3,306	3,120	2,957	2,643
第1号被保険者数	18,282	17,992	17,662	17,472	17,211	16,952	15,926	14,789	14,111	13,273
認定率	20.7%	20.4%	20.5%	20.3%	20.3%	20.4%	20.8%	21.1%	21.0%	19.9%
北海道	346,442	355,862	343,103	341,697	349,082	358,953	369,523	381,138	381,138	-
第1号被保険者数	1,672,971	1,678,881			1,723,702		1,731,567	1,728,745	1,748,560	-
認定率	20.7%	21.2%	-	-	20.3%	-	21.3%	22.0%	21.8%	-

※平成30年度から令和2年度は実績値、推計値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」による。

図3-2-1 年度別要支援・要介護認定者・事業対象者数及び認定率



(2) 介護予防サービス・介護サービスの利用状況及び見込量

本村で利用されている介護予防サービス・介護サービスの1か月当たりの利用者数の実績と見込みです。令和8年度に向けて大幅な利用者数の変動はなく、横ばいで推移する見込みとなっています。

表3-2-2 介護予防サービスの利用状況及び見込み量（1月当たり利用者数）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4	3	1	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	1	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7	9	7	7	7	7
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	10	12	8	10	10	10

※令和3年度から令和5年度は実績値、推計値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」による。

表 3-2-3 介護サービスの利用状況及び見込み量（1月当たり利用者数）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	14	13	11	12	12	12
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1	1	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3	6	3	4	4	4
通所介護	1	1	1	1	1	1
通所リハビリテーション	1	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	1	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	10	11	8	10	10	10
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2	3	1	3	3	3
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0	1	0	0	0	0
特定診療費	0	0	1	0	0	0
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	12	13	12	12	12	12
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	12	10	12	12	12	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	8	8	9	8	8	8
介護老人保健施設	5	4	3	4	4	4
介護医療院	0	0	2	1	1	1
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	23	20	18	21	21	21

※令和3年度から令和5年度は実績値、推計値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」による。

2 地域支援事業

高齢者が要支援状態及び要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、次の事業を実施しています。

また、関係機関との連携により、ケースに関する情報の共有化を図り、適切な指導を行っています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 訪問型サービス事業

赤井川村訪問介護事業所により、身体介護、生活支援等の日常生活上の支援を行なうサービスを提供しています。

イ 通所型サービス事業

赤井川村デイサービスセンターにおいて、通所による機能訓練、集いの場等の日常生活上の支援を行なうサービスを提供しています。

ウ 介護予防ケアマネジメント事業

赤井川村地域包括支援センターにおいて、訪問型サービス、通所型サービスその他の生活支援サービスが適切に利用できるようにケアマネジメントを提供しています。

エ 一般介護予防事業

赤井川村地域包括支援センターにおいて、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、高齢者の日常生活に欠くことのできない様々な情報をわかりやすくお伝えすると共に、「昔の若人おしゃべりサロン」や「元気はつらつ教室」をはじめ、各種団体・関係機関の協力を得ながら活動の場を提供しています。

表 3-2-4 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス事業			
利用者数	延べ1人	延べ3人	-
通所型サービス事業（通所介護相当サービス事業）			
利用者数	延べ75人	延べ120人	延べ74人
通所型サービス事業（通所型サービスA） ※通所介護相当サービスと比較し、人員基準が緩和された事業。（生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の配置が不要。）より軽度な方が利用するサービス。			
利用者数	延べ31人	-	-
介護予防ケアマネジメント事業			
利用者数	延べ51人	延べ50人	延べ33人
昔の若人おしゃべりサロン			
開催回数	12回	12回	9回
参加者数	延べ164人	延べ134人	延べ102人
元気はつらつ教室			
開催回数	15回	22回	11回
参加者数	延べ286人	延べ361人	延べ141人

※令和5年度は12月現在

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

ア 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

介護保険法の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることを支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することを目的に、平成19年4月1日から村直営で設置し事業運営を行ってきました。

平成29年7月1日から事業を委託し継続的に運営を行っています。

(ア) 総合相談支援業務

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行なっています。

(イ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行なっています。

表 3-2-5 地域包括支援センター 職員体制

職種	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師（若しくは準ずる者）	1名	1名	—
社会福祉士（若しくは準ずる者）	1名	1名	1名
主任介護支援専門員	1名	1名	—
その他	1名	1名	2名

※基準日：毎年度末日

表 3-2-6 地域包括支援センター運営の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談業務			
地域におけるネットワーク構築（会議等）	49回	42回	39回
実態把握			
訪問	208回	107回	154回
稼働	337回	204回	189回
総合相談支援			
初期段階の相談対応（新規）	130回	134回	114回
継続的・専門的な相談支援			
継続的	89回	68回	52回
専門的			5回
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
関係機関との連携体制構築への取り組み			
関係機関との連携体制構築への取り組み	0回	3回	4回
入院・退院、入所・退所時の連携	0回	13回	9回
介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談			
相談・支援・情報提供等	17回	2回	3回

※令和5年度は12月現在

イ 任意事業

介護給付等費用適性化事業、家族介護支援その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施しています。

(ア) 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

a 家族介護教室

地域包括支援センターにおいて、家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、要介護者が極力ねたきりにならないように配慮しつつ、適切に介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法を習得することで、介護についての精神的・肉体的負担の軽減を目的として開催しています。

b 家族介護慰労金

市町村民税非課税世帯の要介護4または要介護5の在宅高齢者が、1年間介護サービスの利用がなく（1週間までのショートステイの利用は除く。）、かつ、長期入院（概ね3か月以上）をせずに在宅で過ごした場合、その高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給しています。第9期計画期間までの対象者はありませんでした。

(イ) その他事業

地域の実情に応じた独自のサービスを実施します。

a 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等へ民法で定める成年後見制度の利用を支援し、対象者の権利を守っています。村は周知啓発を、地域包括支援センターは事業利用にあたっての相談支援を担い、協働して取組を進めています。

b 認知症サポーター等養成事業

地域包括支援センターにおいて、認知症に関する正しい知識を習得し、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

c 地域自立生活支援事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、入居者が自立し安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を援助しています。

表 3-2-7 任意事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
任意事業			
家族介護支援事業			
家族介護教室	—	1件	—
家族介護慰労金	0件	0件	0件
その他事業			
成年後見制度利用支援事業			
相談受付件数	0件	0件	0件
利用支援件数	0件	0件	0件
認知症サポーター等養成事業			
養成講座の開催	1回	1回	2回
養成数	2人	5人	20人
地域自立生活支援事業	表3-1-5のとおり		

※令和5年度は12月現在

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

ア 在宅医療・介護連携推進事業

地域包括支援センターにおいて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進しています。

ほか救急医療キットの普及啓発を行っており、救急搬送時に必要な医療情報をキッ

トとして在宅で保管できるよう、希望者に提供しています。救急搬送時のキット活用についても、救急を担う消防との協力体制を構築しています。

イ 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。

こちらは令和2年度から赤井川村社会福祉協議会へ委託し、事業を推進しています。

ウ 認知症初期集中支援推進事業

地域包括支援センターにおいて、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

エ 認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターにおいて、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進しています。

オ 地域ケア会議推進事業

介護予防及び生活支援の観点から、介護サービス及び介護予防サービスの適切かつ効果的な実施による村民の自立支援を促すとともに、介護保険費用の適切な運用を行うことを目的として、赤井川村地域ケア会議を設置しています。

地域ケア推進会議は保健福祉課で、地域ケア個別会議は地域包括支援センターで運営を行っています。

表3-2-8 包括的支援事業（社会保障充実分）の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携推進事業			
地域の医療及び介護の資源の把握	1回	1回	1回
在宅医療及び介護連携の課題の抽出と対応策の検	0回	2回	1回
医療及び介護関係者の情報共有の支援	12回	12回	9回
在宅医療及び介護連携に関する相談支援	0回	1回	2回
医療及び介護関係者の研修	1回	1回	0回
救急医療情報キット事業（保有者）	105人	96人	79人
生活支援体制整備事業			
生活支援コーディネーターの配置（第1層）	1人	1人	1人
生活支援コーディネーターの配置（第2層）	3人	3人	3人
広報紙の発行・配布	3回	4回	3回
実態把握（延べ件数）	789回	659回	617回
座談会等の開催	6回	19回	1回
研修会等の開催	1回	2回	2回
ニーズとサービスのマッチング	25回	40件	24件
協議体の開催	9回	12回	9回
認知症初期集中支援推進事業			
認知症初期集中支援チームの設置	1チーム	1チーム	1チーム
チーム員会議・検討委員会の開催	0回	0回	1回
認知症地域支援・ケア向上事業			
認知症地域支援推進員の配置	1名	1名	1名
認知症カフェの開催			
開催回数	2回	2回	1回
参加者数	18名	14人	12名
地域ケア会議推進事業			
地域ケア推進会議の開催	13回	11回	5回
地域ケア個別会議の開催	4回	2回	4回

※令和5年度は12月現在

第4章 高齢者保健福祉計画の推進

第4期赤井川村総合計画～わたしの赤井川2025プラン～では、「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」を第2章に位置づけ、その中で高齢者支援について、下記の9項目を高齢者福祉の基本計画としています。

第4期赤井川村総合計画「わたしの赤井川2025プラン」 後期基本計画における高齢者支援の施策体系

- (1) 生きがい施策の推進
- (2) 高齢者の健康の維持・増進
- (3) 高齢者の暮らしの支援
- (4) 介護保険サービスの提供
- (5) 介護予防・生活支援サービスの提供
- (6) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
- (7) 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- (8) 生活支援体制整備事業の実施
- (9) 認知症総合支援事業の実施

平成27年度介護保険法改正により、行政の役割は「サービスをつくる」から「地域をつくる」へ移行されました。赤井川村においても、平成30年度から「生活支援体制整備事業」を実施し行政主体から住民主体による「活動の支援」や「資源の発見」を推進しています。

しかしながら住民主体のサービスについては、今後も新たな支援の仕組みの検討やそれらの定着に向けた支援が必要です。住民活動支援の窓口となる赤井川村社会福祉協議会への事業委託を契機として、生活支援体制整備事業を一層、推進していきます。

また、生活に必要な移動手段の確保を目的とした公共交通の取り組みについては、課題解消に向け地域公共交通活性化協議会を開催し、「空白地有償運送」のあり方を幹線・枝線の2つの観点から充実を図ることとしました。また、令和4年度より村の自主運営による「むらバス」、令和5年7月より赤井川村社会福祉協議会による移送サービスが開始となっています。

今期の計画策定にあたり、独自アンケートの実施は行っていませんが、後志広域連合により介護保険被保険者の高齢者に対してアンケートを実施、作成された「第9期介護保険事業計画策定に資する基礎調査報告書」によると、サービスへのニーズは次のとおりとなっています。

【村民のサービスへのニーズ】

サービスのニーズは次の順に高い結果となっています。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ①見守り・声かけ（33.9%） | ②除雪（31.0%） |
| ③移送（26.2%） | ④通院・買い物などの外出同行（14.3%） |
| ⑤配食サービス／サロンなどの定期的な集いの場（8.9%） | |

この結果から、現行のサービスを現状維持した継続的な実施は必須です。他、地域課題に対しては地域ケア会議を活用して集約を行い、検討が必要な課題が表出した際には協議等を行います。

また、令和2年3月に作成された「第4期赤井川村総合計画後期基本計画策定のための村民アンケート調査結果報告書」において、保健事業や高齢者事業については満足度が高いことが分かっており、上記の結果と合わせて鑑みても現行の制度や事業を大きく見直す必要性は低いと判断できることから、利用実績を勘案しつつ現在の内容を維持・継続することが重要です。

これらを踏まえ、今後も高齢者が住み慣れた地域で、よりこころとからだを健やかに安心して暮らせる村となることを目標として、本村の高齢者保健福祉を推進します。

第1節 生活支援事業

これまで、介護保険制度においては、軽度な要介護状態にある高齢者の増加に伴い予防給付の充実が図られ、平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業によって介護認定によることなく、簡易なチェックリストによって介護予防給付と同様のサービスが利用できることとなりました。

一方で、赤井川村においては介護保険制度創設期より要介護状態に満たない高齢者を支援するため、独自施策として「介護予防・生活支援事業」を行ってきましたが、介護予防サービスの対象者と重複する事例が散見されており、ケアマネジメントに少なからず支障が出てきていることが課題として挙げられます。

そのため、村の「介護予防・生活支援事業」に関して、前期計画期間中にその必要性について検証を行った結果、「生きがいデイサービス事業」についてはニーズがあることから継続とし、「自立者生活支援事業」については実績に応じ見直しを検討することとしました。

次の事業については、実績等に応じて見直しを検討します。

- ・介護予防・生活支援事業（自立者生活支援事業）

次の事業については、今後も引き続き実施します。

- ・介護予防・生活支援事業（生きがいデイサービス事業）
- ・在宅高齢者除雪支援助成金事業

第2節 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、またはひとり暮らしに準じる高齢者に緊急通報装置を貸与します。

第3節 高齢者地域ケア推進事業

事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託して、引き続き実施します。なお、利用実績がないことから、事業効果の見極め、代替手段の確保の検討を行いながら取り進めます。

- ・電話サービス

第4節 養護老人ホーム

養護老人ホーム入所に係る支援を、今後も継続します。

第5節 その他の高齢者福祉事業

次の事業については、今後も引き続き実施します。

- ・ 敬老年金
- ・ 福祉灯油
- ・ 赤井川村保養センター（赤井川カルデラ温泉）福祉パスポート
- ・ 補聴器購入費補助
- ・ 悠楽学園大学事業
- ・ 老人クラブ運営支援事業（現在は老人クラブ悠楽会のみ）

第6節 保健サービス

高齢者に特定した事業は実施しておりませんが、今後も保健事業と連携し、次の事業を実施していきます。

- ・ 訪問指導
- ・ 健康教育
- ・ 健康相談
- ・ 基本健康診査等
- ・ 予防接種支援
- ・ 歯科保健事業
- ・ 運動教室

第7節 高齢者向け住宅

高齢者向けの住宅の確保については、「赤井川村公営住宅等長寿命化計画（H30.3）」において、悠友団地の改善事業（屋上防水、外壁補修、給湯器改修）により住宅の長寿命化、環境改善が予定されています。

また、平成26年より計画的に公営住宅の建て替えが進められており、全期計画期間中には個別改善改修が次のとおり完了しています。

- ・ 令和3年度 悠友団地3棟 中央団地3棟
- ・ 令和4年度 中央団地3棟
- ・ 令和5年度 中央団地1棟（外部改修）中央団地3棟

住民ニーズとしては、高齢者の所得及び世帯構成、身体状況に応じた住まいの確保が求められており、これらを念頭に整備を進めていきます。

第5章 介護保険事業及び地域支援事業の推進

平成21年4月より介護保険事業は後志管内16町村で行政事務を共同処理する「後志広域連合」を保険者として実施しており、介護保険事業の実施主体は後志広域連合及び赤井川村（構成町村）となります。

地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、国や道が示す基本的理念や方針を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、赤井川村は必要なサービス提供や各種施策を展開し、後志広域連合は構成町村の取り組みが効果的に実施できるように、安定的な介護保険運営の推進及び構成町村への支援を行います。

第1節 介護保険事業

介護保険事業について、本村では引き続き窓口での相談や申請書等の受付業務及び受け付けた申請書等や各種資料の進達などを行い、具体的事務の大半は、後志広域連合において共同処理を行います。

なお、本村（構成町村）と後志広域連合での業務分担は、次のとおりとなります。

	赤井川村が行う主な業務	後志広域連合が行う主な業務
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> ・異動等の窓口業務 ・被保険者証の再交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者のデータ管理 ・被保険者証の発行、交付
介護認定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請交付 ・介護認定調査、1次判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査結果通知 ・認定審査結果の管理
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、予防給付 ・現物又は現金給付 ・負担限度額認定等 ・負担割合証の発行
指定地域密着型サービス事業者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定申請の受理、審査、決定等
指定介護予防支援事業者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援事業者の指定申請の受理、審査、決定等
介護保険事業状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業状況報告作成
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・包括的支援事業・任意事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成町村への委託
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの設置、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター設置届の受理、審査 ・地域包括支援センター運営協議会設置、運営
介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画の策定
保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・所得情報等の提供 ・徴収協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課、納入通知書等の発行 ・保険料の徴収
財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業特別会計の設置、運営 ・介護保険基金の管理

第2節 地域支援事業

平成27年の介護保険法改正を受け、地域支援事業は大幅に再編されました。赤井川村でも平成28年度より地域支援事業の改編を行い、平成29年7月から地域包括支援センターの運営、令和2年4月から生活支援体制整備事業を赤井川村社会福祉協議会へ委託しています。事業委託を継続し、今後も地域の実情に応じて関係機関と連携を図りながら実施します。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 訪問型サービス事業

(2) 通所型サービス事業

第4章第1節生活支援事業において述べたとおり、村の独自施策である「介護予防・生活支援事業」と対象が重複していることから、見直しを検討し、適切な対象へ適切な介護予防サービスが提供できるように取り組みます。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント業務については、多くの自治体において地域包括支援センターの業務負担となっている状況です。赤井川村においては、問題が顕在化している状況にはありませんが、業務実態を把握し、必要に応じて居宅介護支援事業所への委託を検討します。

(4) 一般介護予防事業

一般介護予防事業については、「元気はつらつ教室」「昔の若人おしゃべりサロン」への参加者が固定化され、新たな参加者が少ないことが課題となっています。このため、外出や運動を行っていない方の状況把握や事業の見せ方・広報の工夫、介護予防の必要性についての啓発に取り組みます。

また、地域包括支援センターを委託している医療法人との連携体制があることによって、他町村と比較してリハビリテーション専門職の確保が比較的容易であることから、地域リハビリテーション活動支援事業の活用を検討し、リハビリテーション専門職の介入による一般介護予防事業の質の向上に取り組みます。

「保健事業と介護予防の一体化」の推進については、令和6年度より後期高齢者医療広域連合の事業「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」を受託しています。KDB（国保データベース）等の分析を通して介護事業・保健事業の協働を図った上で具体的な検討を進め、現在段階での取り組みとしては、地域包括支援センターとの協働で行う「健康状態不明者対策」をこの事業に位置づけ、対象者の選定に地域ケア会議を活用しています。実績により効果検証を行いながら、今後の実施形態について検討します。

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

ア 総合相談支援業務

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、その知識や技能をお互いに活かしながら、地域で高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法で解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要です。このため、後志広域連合等が開催する研修に積極的に参加するよう促し、資質の向上を図ります。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、厚生労働省の「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に基づく事業評価によって、全国平均よりも下回っている業務であり、地域ケア個別会議でのケース検討と合わせて介護支援専門員への支援に一層取り組みます。

（2）任意事業

ア 家族介護支援事業

（ア）家族介護教室

（イ）家族介護慰労金

イ その他事業

（ア）成年後見制度利用支援事業

（イ）認知症サポーター等養成事業

（ウ）地域自立生活支援事業

高齢者が地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者の持つ権利を守ることが必要です。赤井川村では、令和2年6月に高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアルを作成したことから、マニュアルに基づき高齢者・障がい者虐待に対する防止や、万が一虐待が発生した場合の対応方法や支援体制の充実を図り、高齢者・障がい者への虐待がないむらづくりを目指します。

また、判断能力が低下している高齢者に対し、成年後見制度利用支援事業の活用や、小樽・北しりべし成年後見センター等との連携などで、成年後見制度の利用を促進し、赤井川村社会福祉協議会との連携では、日常生活自立支援事業をはじめとした、各種事業の活用について、住民や関係機関へ情報提供します。

家族介護教室、家族介護慰労金、地域自立生活支援事業（シルバーハウジング生活援助員派遣事業）、認知症サポーター養成事業については、住民ニーズを勘案し、見直しを図りながら引き続き実施します。

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

（1）在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業については、令和2年に地域の医療マップを整理し「赤井川村暮らしの便利帳」として冊子にまとめました。本計画期間においては、マップ等の内容更新や冊子を利用し住民周知に一層取り組みます。

また、高齢者の入退院に係る情報をいち早く把握し、介護サービスや地域支援事業など退院後の円滑な支援に繋げるため、令和2年11月より余市協会病院と「地域医療福祉連携室との入退院調整マニュアル」に基づき情報共有の取り組みがスタートしました。今後も医療機関との情報共有の在り方については改善を図りながら取り組みを進めます。

事業の推進に必要な専門職との連携に関しては、後志広域連合で取り組む専門職派遣の仕組みづくりの動向を注視し、活用の場面を具体的に想定した取り組みを検討します。

緊急キットについても、引き続き利用対象者と連携機関への周知を継続して行います。

（2）生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業については、平成30年4月に協議体を発足させ、介護保険制度の勉強会やこれからの地域づくりに関する研修実施を経て、地域の取り組みの把握や住民の生活実態や困り事について話し合いを行ってきました。

令和2年4月に赤井川村社会福祉協議会へ事業委託されてからは、社協事業とも連動を図り、生きがいつくりの諸活動を掘り起こし、新たな資源として住民に提供するなどの取り組みを推進しています。また、困り事として挙げられた課題を解消する取り組みや、有償ボランティアの仕組みづくり等の地域づくりのアイデアなどの声を協議体「たすけあい隊」での検討により形にしてきました。引き続き課題解決に向けて協議体構成員とともに取り組みます。

（3）認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームについては、地域包括支援センターの委託と合わせ平成29年7月から設置をしています。扱うケースは一般相談等における支援では本人・家族が課題を解決、対応ができないものであり、対応ケースはごく少数となっています。

このため、定期的にチームの果たすべき役割を振り返り、チーム員や関係機関が円滑に対応できるようケース検討等に取り組みます。

（4）認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援・ケア向上事業については、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症カフェの開催等を行ってきました。

赤井川村では認知症を原因疾患として要介護認定を受ける方が増加傾向にあり、引き続き必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが連携し、認知症の人及びその家族に対して効果的な支援が行われるよう取り組みます。

(5) 地域ケア会議推進事業

地域ケア推進会議については、過年度にて地域包括支援事業推進事業アドバイザー業務を活用して開催が定着し、SOSネットワークの構築、虐待対応マニュアルの策定、関係機関の役割分担の検討からそれぞれの事業課題の洗い出し、各種事業要綱の見直し、研修の実施等に取り組んできました。

今後においても、本計画に定める各種事業の課題について、関係機関の連携を構築しながら具体的な取り組み等の検討を進めます。

また、地域ケア個別会議については、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて運営を推進します。

第6章 その他の取り組みについて

1 公共交通の体制整備

令和4年の北海道中央バス路線の撤退を契機として、令和元年9月に赤井川村地域公共交通活性化協議会が発足し、本村と村外を結ぶ「公共交通」、村内の往来のための「域内交通」、介護保険制度や障がい福祉サービス等による「法定サービスによる交通」と3つのテーマを設定し検討が行われ、下記のように整理・補完されました。

- ・公共交通として村の自主運営による「むらバス」
- ・枝線補完を目的とした赤井川村社会福祉協議会の「おでかけアシストサービス」
- ・法定サービスによる交通としての「事業所による介護輸送」

今後も、策定した公共交通計画を基に効果検証やニーズ調査を行いながら財源を確保しつつ、持続可能な村内外への移手段の安定的確保対策を推進します。

2 世代間交流と情報発信の充実

地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが行っている戸別訪問の内容から、住民の認知症に関する正しい理解が不足していることが課題として浮き彫りとなっており、認知症や年齢を重ねることによってみられる心身の状態変化について、理解の促進を図る講話や講演会などを企画・検討し、認知症になっても地域で安心して生活することができる意識の醸成を図ります。

また、世代間交流を促進するため、悠楽学園大学の取り組みにおいて多世代交流を促進する講義を設けるなど、交流の場づくりに取り組みます。

3 介護サービス事業所の運営について

これまで赤井川村では、介護保険制度における介護サービス事業所を運営（通所介護、訪問介護、居宅介護支援）してきましたが、住民サービスの向上と効率的な運営を図るため、外部委託も含めた運営のあり方について検討を進め、赤井川村デイサービスセンター及び赤井川村訪問介護事業所については指定管理、赤井川村居宅介護支援事業所については赤井川村社会福祉協議会へ事業を譲渡して運営支援を行う方針を定めました。

赤井川村居宅介護支援事業所は令和2年4月より事業譲渡を実施し、赤井川村社会福祉協議会居宅介護支援事業所の運営が開始され、赤井川村デイサービスセンター及び赤井川村訪問介護事業所については、新型コロナウイルス感染症の影響により開始時期を延期し、令和4年4月から指定管理者による運営を開始しています。今後も方針に則り介護サービス事業所の運営施策を推進します。

赤井川村高齢者保健福祉計画

令和6年4月

発行 赤井川村
〒046-0501
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1
赤井川村健康支援センター

電話 (0135) 35-2050

編集 赤井川村保健福祉課